



居宅訪問型事業所（ベビーシッター） 集団指導のお知らせ

安心・安全な育児サポートのために

【R7年度集団指導の日程】

本島地区（前期）

- ・ R7.9.8(月)午前の部・午後の部
- ・ 沖縄県庁 3階第5会議室

八重山地区

- ・ R7.12.5(金)午後の部のみ
- ・ 八重山合同庁舎 1階会議室

本島地区（後期）

- ・ R8.1.13(火)午前の部・午後の部
- ・ 沖縄県庁 3階第5会議室

上記いずれか都合のよい日程（午前又は午後）に、ご参加ください。

【集団指導の流れ】

集団指導日程案内



集団指導通知



参加申込
(R7.8.25期限)



集団指導



チェックリスト等提出



(指摘を受けた場合のみ)
改善実施

よくある質問

参加日の変更は可能ですか？

集団指導は、毎年度受講が必要です。



参加日の変更は可能です。
担当者まで、ご連絡ください。

集団指導とは、立入調査に代えて、居宅訪問型保育事業を行う方を一定の場所に集めて講習等を行うものです。

午前、午後の部、両方を参加する必要はあるんですか？

両方参加する必要はございません。午前、午後いずれかの部にご参加ください。

集団指導を受講したらどうなるの？

集団指導では、以下のような説明を予定しております。

- ・指導監督基準
- ・前年度立入調査結果
- ・安全確保のポイント
- ・安全確保計画作成の方法など

集団指導後、基準を満たしていることが確認できた場合は、「指導監督基準を満たす証明書」を交付します。

沖縄県子育て支援課HP
認可外保育施設関係



「指導監督基準を満たす証明書」の交付を受けたらどうなるの？

指導監督基準を満たしていることの証明になり、利用者の信頼感の獲得が期待されます。また、保育料の消費税が非課税対象や、幼児教育・保育の無償化対象施設となります。